

利用方法

こども誰でも
通園制度



STEP 1

利用申請

こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト^(注)より申請ください。認定後、お子さまの情報を登録いただけます。

(注) こども誰でも通園制度総合支援システムは国が運用運用している全国共通の専用システムです。



STEP 2

事業所を探す

羽曳野市立子育て支援センターむかいの

初回面談予約

日時を選択してください。

STEP 3

面談の実施

子育て支援センターむかいのにて初回面談を行います。母子健康手帳をご持参のうえ、利用されるお子さまと一緒にお願いします。



STEP 4

利用

登録情報と面談内容をもとに、安心安全な利用が可能です。